

静岡県告示第325号

静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱（昭和54年静岡県告示第1014号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
(事務の委託) 第17条 知事は、貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。）の一部を静岡県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に委託することができるものとする。	(事務の委託) 第17条 知事は、貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。）の一部を東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）に委託することができるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

「

郵便番号
住 所 (法人にあつては所在地)
申請者 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者名) ㊟ を
生年月日 年 月 日 (才)
電話番号

」

「

郵便番号
住 所 (法人にあつては所在地)
申請者 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者名) に改める。
生年月日 年 月 日 (才)
電話番号

」

様式第6号から様式第10号までの規定中

「

住 所(法人にあつては所在地)
氏 名(法人にあつては名称及び代表者名)㊟ を

」

「

住 所(法人にあつては所在地)
氏 名(法人にあつては名称及び代表者名) に改める。

」

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書は、改正後の静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱の様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。